

「こども未来戦略」を踏まえた高等教育の修学支援新制度における学業要件等の見直しに関する質問に対する回答

令和6年5月15日
日本私立高等専門学校協会

修学支援新制度における学業要件等の見直しに関するご質問について、以下のとおり回答いたします。

【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

本制度の趣旨は、家庭の経済的状況に左右されることなく、高等教育を学ぶ意欲のある学生に、大学をはじめとする高等教育機関への道が幅広く開かれることを目指しているものと認識しています。支援対象の拡充は、本来の趣旨に沿ったものであり、非常に意味のある改革であると感じています。

しかしながら、学生を取り巻く家庭環境が多様化している現代社会においては、学ぶ意欲や成績要件などが必ずしも本人に起因するものとは限りません。そのため、進学後に一定の学業要件を課す必要はありますが、学修機会を奪うような制度とするのではなく、今回の拡充に当たっても緩和するのが妥当ではないかと考えます。

なお、学校独自の奨学金制度についても、進学前の成績に影響を受けるものではなく、入試を通じて学習意欲・進学目的などを確認して奨学金対象とし、進学後には、定期的に奨学金対象として適格かを問う審査をし、結果に応じて奨学金の支給停止処置を行っている事例もあり、進学後の学修状況の確認は重要であると考えます。

【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

現在の支援対象者の要件（大学等進学後の学修状況等に関する要件（以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。

特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

本制度の趣旨は家庭の経済的状況に左右されることなく、高等教育を学ぶ意欲のある学生に、大学をはじめとする高等教育機関への道が幅広く開かれることを目指していることから、廃止に関する要件については適用範囲を狭め、警告の要件を拡充すべきだと考えます。

現在の3つの要件のうち、「授業への出席率」は学生の本分に直結することから、少なくとも現状基準の維持は必要と考えます。

一方、「修得単位数の割合」や「成績評価」については、高等専門学校の実情に合わないものもあります。提示された要件を、学年制を敷く高等専門学校に照らした場合、標準単位数の6割以下は留年が決定する低さであり「警告」の意味をなしません。また、GPAが下位4分の1に在るか否かを学生本人が認識していないと思われ、問題になる可能性があります。シラバスに評価方法や基準等が明記されているので、GPA1.8未満というように数値で示す方が良いと考えます。

成績評価に関しては、学校によっては中間試験がなく、また前期末試験の成績確定が10月になる場合、前期の適格認定ができず適切な判定ができないことが一つの問題となっています。前期の適格認定ができないため、次回の学業成績の判定ができず、前年度で2回連続による警告で停止となった場合の支援再開措置に影響があります。

各校の実情に合わせた柔軟な対応についての検討をお願いいたします。

【3. 学業要件の特例について】

その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

引き続き、継続するべきだと考えます。また、入学時に高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認すると同様に、学業要件においてやむを得ない事由についても大学等が本人へのレポート提出や面談等を行い、より柔軟に対応できるようにしていただきますようお願いいたします。

さらに、多子世帯にあつて、「廃止」により他の子供が就学困難に陥らないよう別途の支援を講じることも検討をお願いいたします。

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

○学生の生活全般にわたるサポートを目的として、担任制度を導入し、担任が主として学生の支援を行うが、学年主任や学科長などがバックアップを担当し、組織的な学生指導や学習支援を行っています。

○警告後に特別な支援を行ってはおりませんが、1回目の警告時に教務部にて個人面談を実施し、次回の結果が重要であることと成績向上が必要であることを認識してもらっています。

【5. 学生等の修学状況について】

学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理

由について、どのような傾向があるか。(例：転学、学校生活不適応・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA 等が下位 4 分の 1 の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。

(例：1 回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままなど)

このような学生等のうち、3. の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

廃止となった学生は、GPA 等が下位 4 分の 1 の範囲に連続して該当することによるものです。学生の傾向としては、学修意欲の確認で選考された学生がほとんどであり学力不振が一番の原因となっていると考えております。廃止または停止となった学生は、処分内容を受け止めた後も問題なく学校生活を送っており、現状では特に加えて斟酌する余地のある場合等について意見はございません。

一方で、ヤングケアラーの学生の出席率は斟酌する余地があると考えます。

【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】

その他、本制度に関する御意見

○多子世帯への支援をより厚くすべきと考えます。多子世帯の現状を思えば、長子が扶養から外れるなど子どもの年齢差が大きいことに不安を覚える方が少なくないと思います。就学年齢の子供の数だけをものさしにするのではなく、各家庭の状況を斟酌し、必要であれば通常よりも何割か多く支援を受けられるような制度の検討をお願いいたします。

○本制度は、本来、高等教育機関で学びたくとも、厳しい経済事情により進学できない学生を経済的に支援する「学生個人に対する補助」です。こうした個人補助に機関要件は不要であり、その撤廃について検討がなされることを強く望みます。

私立学校は、その設置にあたり文部科学大臣の設置認可を受けるとともに、設置後の教育・研究および経営の状況についても、アフターケアや第三者による認証評価を受ける「公的な質保証システム」の下で総合的な質の保証が図られています。設置認可や認証評価で認証を受けている学校であれば、すべからく修学支援新制度の対象とするべきであると考えます。